

2025年国内競技車両規則 第2編ラリー車両 JAF全日本ラリー選手権適用車両規定

※下線部：変更箇所

| 改定後 | 改定前 |
|---|---|
| <p><u>第1条 適用車両規定</u></p> <p>JAF全日本ラリー選手権におけるクラス1（JN-1）に、国際モータースポーツ競技規則付則J項に基づく、以下の車両規定が適用される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、RRNを除くFIA公認車両 2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認車両（Group AP4） 3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等、<u>2025年全日本ラリー選手権統一規則付則：全日本ラリー選手権に適用されるJAF公認車両「JP4」に関する規定に基づくJAF公認車両（JP4）</u> <p><u>第2条 JAF公認車両「JP4」の定義</u></p> <p>原則として基本車両がJAF登録車両であり、以下いずれかを満たす車両。なおJAF公認車両「JP4」の基本車両は、一般交通の用に供することを目的としている道路での使用を前提とした量産車両（量産方式で同一型式の車両が一定数生産され、自動車製造者による通常の販売経路を通じて入手可能な車両）である。</p> <p>また、基本車両は必ずしもFIA公認車両一覧に記載されている必要はなく、車両の技術情報と仕様、主要諸元等は、FIA車両公認書（車両が公認されている場合）、またはJAF登録車両である場合は、当該自動車製造者が発行するカタログ、パンフレット等で確認するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第260条（Rally 5/Rally 4/Rally 3）または第261条（Rally 2）および、それらの車両に関するFIA公認規則に準拠して製作された公認取得前の車両。</u> | <p>JAF全日本ラリー選手権におけるクラス1（JN-1）に、国際モータースポーツ競技規則付則J項に基づく、以下の車両規定が適用される。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、RRNを除くFIA公認車両 (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認車両（Group AP4） (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づく承認車両（JP4） |

2) F I A国際モータースポーツ競技規則付則 J 項252条および第253条の安全要件・一般事項等に基づく下記の海外ASNが規定するGroup AP4技術規則に準拠して製作され、海外ASNが公認した、または公認取得前の車両。

・ M o t o r s p o r t A u s t r a l i a

(<https://motorsport.org.au/wpblob0fe832abcb/wp-content/uploads/2023/12/7.16-2025-Group-AP4.pdf?x62217&x62217>)

・ M o t o r s p o r t N e w Z e a l a n d

(<https://motorsport.org.nz/wp-content/uploads/Group-AP4-Technical-Regulations-2022-V1.0.pdf>)

第3条 JP4車両改造規定

別途定める当該年の「全日本ラリー選手権に適用されるJAF公認車両「JP4」に関する規定」に基づく。